

第1次とりまとめ 概要

1. 会社が果たすべき役割

○ 道路サービス提供者としての責務

首都高速道路（株）（以下、会社）は、首都圏の大動脈である首都高速道路（以下、首都高）の維持・管理・運営に責務を負う極めて公共性の高い企業であり、首都圏の経済・生活を支える重要インフラである都市高速道路ネットワークの着実な整備を業務としている。

○ 有料道路事業者としての責務

借入金によって都市高速道路整備を行う有料道路事業者として、健全な経営と公平で利用しやすい料金のもと、24時間365日にわたって安全・安心・快適な道路サービスの提供を確実に行いつつ、（独）日本高速道路保有・債務返済機構への貸付料の支払を通じて、債務を確実に返済する責務がある。この責務は道路整備特別措置法に定められたものである。

2. 財務状態に関する認識と対応方策

○ 会社はこれまで、償還を確実にするため、民営化時に目標とした対距離料金への移行を目指し、段階的に料金体系の見直しを進めてきた。その際に、負担増となる長距離利用に対して、激変緩和の観点から、上限料金や大口・多頻度割引の拡充等を順次実施してきた。

○ この間、コスト縮減等の経営努力に加え、堅調な交通量による安定した料金収入、低金利下での資金調達、デフレ下における物価の安定といった僥倖とも言えるべき要因により、大規模な割引を実施しながらも会社は必要な料金収入を確保し、持続可能な経営を維持することができた。

○ しかし、少子・高齢化が進む中で交通量の大幅な増加が見込めず、加えて金利が上昇局面にあり、また近年の急激な労務費・材料費の高騰等により維持管理コストが大幅に上昇し、会社によるコスト縮減努力での対応は限界を迎える、現行の料金水準・料金体系では償還に支障をきたす状況に陥りかねない。もはや僥倖は消失したのである。

○ 今後の対応として、利用者負担の原則に基づき、料金の見直しを早急に行う必要がある。その見直しは、利用距離に応じた負担額である料率（キロ当たり料金額）の全車種における引き上げ、大規模な割引の縮小・廃止などからなる。

- 会社による当面5年間の収支の試算によると、今年度末に措置切れとなる大口・多頻度割引の拡充措置を廃止せず、労務費・材料費の高騰等が継続した場合、償還を確実に進めるためには、年間約500億円が不足すると見込まれている。その内訳は、大口・多頻度割引の拡充の継続による年間約300億円の減収と、労務費・材料費の高騰による維持管理コストの年間約200億円の増加である。
- 具体的な対応策としては、労務費・材料費の高騰による維持管理コストの増加について料金徴収期間満了まで対応することを基本に、「大口・多頻度割引の拡充措置を当初計画どおり終了した上で料率を引き上げる」「拡充措置は直ちに終了せず5年後に終了し料率を引き上げる」「拡充措置の縮小と料率の引き上げを組み合わせる」などの方法が考えられる。償還を全うするこれらの方法は、何れであっても、料率の大幅な引き上げを伴うことになる。
- しかしながら、昨今の物価上昇により国民生活や経済活動が厳しい状況にあり、政府において緊急経済対策を進めている中で、上記のような大幅な料金の見直し等を実施することは慎重に検討する必要がある。
- 仮に料率を約1割引き上げた場合、料金変更による交通量の影響も考慮すると、料金収入は年間約200億円増えると想定されるが、残る約300億円については将来の利用者に、より多くの負担が及ぶことを意味する。

3. 会社がなすべき事項

- 良質な道路サービスの持続的な提供
償還が厳しい状況にあるとしても、不断の経営努力を持続し、利用者の安全・安心を最優先に良質な道路サービスを提供し続けなければならない。
- 真摯な現状認識と主体的な対応
2に提示した会社の現状を全社で真摯に受け止め、危機意識を共有する必要がある。そして、主体性をもって早急に必要な措置を講じなければならない。
- 有料道路事業に関する本質的な説明
償還のための料金支払と言う有料道路事業の本質が利用者や国民各層に広く理解されているとは言えない。有料道路事業の持続的な維持には利用者等の理解は不可欠であるため、責任ある説明をしなければならない。